

美作国観光連盟バスツアー補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美作国管内（以下「管内」という。）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー（以下、「ツアー」という。）に対し、美作国観光連盟バスツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。尚、年度により、美作国管内の市町村は変更する場合がある。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第7号までの要件を満たすものとする。

- (1) バス1台当たり参加人数は15名以上であること。（「指定観光施設等利用証明書」又は「宿泊証明書」による）（但し、添乗員等を除く）
- (2) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (4) 前号に定めるもののほかに、他の地方自治団体等から補助金、助成金等を交付されていても、本連盟の定める条件を満たせば交付対象とする。
- (5) 管内の指定観光施設店、飲食店、イベント等（以下指定観光施設等）を利用し「指定観光施設等利用証明書」を発行してもらうこと。（様式第6号）
- (6) 管内の宿泊施設に宿泊し「宿泊証明書」を発行してもらうこと。（様式第5号）
- (7) 「日帰りツアー」では、指定観光施設等の1か所は有料施設（団体としての支払/昼食箇所含）こと。（以上(5)(6)(7)詳細条件等は「概要」に明記）

(補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。但し、誘致施策等により、出発地等により追加補助金を実施する場合もある。

| 区分 | 補助金 |
|--------|-----------------|
| 宿泊ツアー | バス1台当たり 20,000円 |
| 日帰りツアー | バス1台当たり 10,000円 |

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて美作国観光連盟会長（以下、「会長」という。）に出発日の30日前までに提出しなければならない。ただし、申請できる

バスの台数は、1事業者につき各期10台の計20台を限度とする。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、美作国観光連盟バスツアー補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- (2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、30日以内に、実績報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第7号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、美作国観光連盟バスツアー補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 令和2年度は、1期を令和2年4月1日から令和2年9月30日まで、2期を令和2年10月1日から令和3年3月31日の催行を対象とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。